

平成25年(ワ)第554号 ノーモア・ミナマタ第2次国家賠償等請求事件

原告 飯尾正二 外

被告 チッソ株式会社 外

## 意見陳述

熊本地方裁判所民事第2部合議B係 御 中

平成25年9月20日

原告ら訴訟代理人弁護士 板 井 俊 介

### 1 はじめに

いま、まさに水俣病の加害者である被告らはその責任逃れに奔走し、水俣病被害者を切り捨てようとしている。公式確認から57年目を迎えた水俣病問題は、再び、被害者自身が提訴しなければならない状態に追い込まれているのである。

2005（平成17）年10月に提起したノーモア・ミナマタ国家賠償等訴訟の係属の最中である2009（平成21）年7月に成立した「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（以下「水俣病特措法」という）は、「救済を受けるべき人があたら限り全て救済されること」を宣言した（同法第3条）。そして、本訴訟の原告らを含めた水俣病被害者は、2012（平成24）年7月31日までに、熊本、鹿児島、新潟の3県合計で65,151名が名乗りを上げるに至った。

それにもかかわらず、被告国は、同日を以て申請自体を打ち切り、また、非該当処分を受けた者による不服申立てすら認めない暴挙に出た。これは、水俣病被害者の切り捨て以外の何者でもない。

一方で、水俣病特措法は、加害企業チッソの分社化を通じて被告チッソの責任逃れの仕組みを定め（第4章・第5章）、被告チッソは、同法の手続に則り、2011（平成23）年1月には事業のみを担うJNC株式会社を設立し、同年3月、被告チッソは、JNCに対して、水俣病関連の債務を除く工場などの営利事業のすべてを譲渡した。被告国や被告チッソは、株式売却については「具体的には考えていない」と述べるようであるが、環境大臣が「救済の終了」を認定し株式売却を承認すれば（同法第13条）、被告チッソは名実ともに清算への道を進むのみである。

いったいどれだけの水俣病被害者が存在しているか、誰にもわからない状態で、今後、水俣病被害者が加害企業に責任を問うことが不可能となる。

しかし、被告チッソの水俣病発生・拡大段階における行為の悪質性、被告国や被告熊本県が何らの対策も取らず放置した責任の重大性からすれば、被告らが水俣病問題から逃避することは許されず、水俣病被害者の救済を完遂すべき責任を負っていることもまた明らかである。

## 2 被告チッソは加害企業としての責任を完遂すべきである

被告チッソが、水俣病の原因物質が同工場排水に含まれていることを知りながら、利益追求のためにアセトアルデヒド廃水を排出し続けた行為の悪質性・犯罪性は、水俣病第一次訴訟においても厳しく指摘された歴史的事実である。

そして、被告チッソは、1973（昭和48）年12月25日の補償協定において、反省と謝罪を示した上で（前文第2、3項）、さらに「不知火海全域に患者がいることを認識せず、患者の発見のための努力を怠り、現在に至るも水俣病の被害の深さ、広さは究めつくされていないという事態をもたらした。チッソ株式会社は、これら潜在患者に対する責任を痛感し、これら患者の発見に努め、患者の救済に全力をあげること」（同第5項）を誓約した。

これらの事情からして、被告チッソは全被害者への救済を完遂するために積極的に行動すべき立場にあり、どれだけの被害者が存在するのかわからない現状において、被告チッソの株式譲渡が許されるはずがない。

### 3 被告国・被告熊本県も責任を完遂すべきである

加害企業チッソの分社化による消滅への道筋を認めたのは、他ならぬ被告国である。

しかし、水俣病特措法は、以下のように水俣病被害者の救済を果たすには極めて不十分なものである。

すなわち、同法の判定作業においては、いわゆる地域指定外に居住する多数の水俣病被害者が申立てを行ったものの、多数の魚介類を摂取したことにつき厳格に過ぎる立証を要求し、多くの水俣病被害者が診断を受けることもなく切り捨てられている。

また、同法に基づく非該当処分は、申請者が水俣病被害者としての給付を受けられるか否かを選別するものであって、明らかに行政処分に該当するにもかかわらず、被告国及び被告熊本県は、「行政処分には該当しない」として異議申立て自体を認めないという暴挙に及んでいる。

さらに、同法が水俣病被害者の「あとう限りすべての救済」を掲げているにもかかわらず、被告国は、2012（平成24）年7月31日で、その申請期限を打ち切った。このような被告国の態度は、水俣病の解決を計るべき立場からおよそかけ離れており、また、水俣病関西訴訟最高裁判決後に当時の環境大臣が設置した私的諮問機関である「水俣病問題に係る懇談会」が恒久的な窓口の設置を求めた提言書（2006（平成18）年9月19日）にも真正面から反するものである。

さらに、水俣病特措法第37条1項は「政府は、指定地域及びその周辺に居住していた者の健康に係る調査研究その他メチル水銀が人の健康に与える影響及びこれによる症状の高度な治療に関する調査研究を積極的

かつ速やかに行い、その結果を公表するものとする」と定めるが、被告国は、この条項に住民健康調査の実施が含まれるかどうかは答えられない、との立場を貫いている。

しかし、住民全体の健康調査を実施しない限り、水俣病被害者の把握は不可能であることは誰の目からも明らかなことであって、被告国の対応が不十分であることは明らかである。

そして、被告国は、2013（平成25）年4月16日のいわゆる水俣病義務づけ訴訟最高裁判決において、いわゆる昭和52年判断条件を否定されたにもかかわらず、その見直しすら否定している。

以上からすれば、被告国は、行政認定制度は最高裁で否定されても一切見直さず、水俣病特措法の運用においては、厳格にすぎる立証を求めて水俣病被害者の選別を行い、非該当の者の不服申立てを許さず、さらには、今後は申請行為自体を許さないという形で、水俣病問題の幕引きを図っている。また、被告熊本県の立場も、被告国と同様の域を出ないものである。

#### 4 すべての水俣病被害者を救済する審理を求める

このように、今や水俣病被害者が提訴をし、その存在を公にしていかなければ、水俣病特措法による救済の可能性自体がなく、また、加害企業チッソが消滅してしまう瀬戸際に置かれており、原告らは提訴を決意したものである。

御庁におかれては、被告らにより水俣病の悪しき歴史を繰り返されることのなきよう、すべての水俣病被害者が救済されるべきという法の理念に従って、水俣病被害者に正当な賠償を認める審理を行って頂くことを求めるものである。

以 上